総合特別区域の進捗に係る事後評価［アジア拠点化・国際物流分野］

平成28年度

正

準

ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート特区

［指定：平成23年12月、認定：平成24年9月］

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(2.5＋3.0)／2＝2.8　**2.8**

ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	水島港の輸送効率改善による貨物取扱量	91%	4
2	企業集積によるコンビナートの成長と雇用の確保	0%	1

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×0＋4×1＋3×0＋2×0＋1×1)／2＝2.5　**2.5**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**3.0**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(4.3＋2.8＋4.0)／3＝3.7　**3.7**

ⅰ) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

（事項）
地域活性化総合特別区域ガス融通事業
（概要）
国との協議の結果、省令改正が行われ、区域内の企業間に密接関連性があるとみなされるようになり、オフガスや水素の融通が可能となった。取り巻く状況の変化を踏まえ、引き続き、検討を進めている。

（事項）
回送運行効率化事業
（概要）
国との協議の結果、省令改正が行われ、代替措置を講じることを条件として、特定経路において車両後面の回送運行許可番号標の取り付けが免除された完成車の走行が可能となった。平成25年3月29日に計画認定を受け、平成25年6月19日から事業が開始された。

（事項）
分割可能貨物輸送効率化事業
（概要）
平成25年3月29日に計画認定を受けた後、岡山運輸支局との協議により9月に保安基準の緩和が許可され、その後、道路管理者から特殊車両の許可が下りたため、10月23日から事業を開始している。

■国との協議の結果、全国展開された措置
（事項）
関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和
（概要）
国との協議の結果、平成24年7月1日より全国展開による、基本通達の改正がなされた。改正により、狭隘な水島港に入港しようとする外国貿易船が、積荷の準備等の都合によりやむを得ず一旦水島港に近接する不開港に入港（錨泊）した場合の不開港入港手数料が免除となった。

（事項）
水島港に寄港する船舶の再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件の緩和
（概要）
国との協議の結果、平成24年7月1日より全国展開による、基本通達の改正がなされた。改正により、水島港を一旦出港して、水島港に近接する不開港へやむを得ず入港（錨泊）し、再度水島港へ入港する外国貿易船に対して2度目のとん税・特別とん税が非課税となった。

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
港則法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和
（概要）
国との協議の結果、平成25年3月13日に水島港海上保安部により、「水島港における錨泊基準」が改正され、従来船長120mまでの制限であったものが、140mまで緩和された。

専門家による評価の平均値 4.3

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値 2.8

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値 4.0

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　3.0

・企業間連携による高効率・省資源の実施については、ユーティリティ共同化モデル整備、オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業など、ハード面での投資・整備が予定通り進んでいる。これらが機能し、コンビナート全体の優位性を高めるまでにまだ時間がかかるものの、当初からコスト削減目標が着実に達成されている点が評価できる。

・評価指標（3）成長分野の企業立地件数について、4年間ゼロという実績は極めて残念である。背景の分析を十分行うとともに、改善に向けて対応を考える必要がある。なお、現状では水島地区での既存企業の拠点工場化と、玉島地区での新規成長企業の集積を進める方向で見直すこともあるのではないか。

・規制緩和に積極的に取り組もうとする姿勢は高く評価できる。ただし、地域独自の取り組みとして立地につながっているという説明は数値目標（3）－①と矛盾しており、必ずしも説得的ではない。

・地域独自の取組が多数行われていることは評価できるが、特区との関連が見えにくいものもある。特区との関連が明確なものに絞って報告すること、関連の見えにくいものについては明確になるようより具体的な説明をお願いしたい。

・
特
区

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値 3.0

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（2.8＋3.7＋3.0×2）／4＝3.1

3.1

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。